

令和7年10月24日

令和7年10月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年10月24日（金）午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （11人）

会長 1番 田幡 裕

委員 3番 岩本 達也
4番 阿部 義明
5番 吉浦 武夫
6番 山口 裕美
8番 藤井 利夫
10番 桑内 千恵美
11番 廣瀬 茂晴
12番 上田 武志
13番 近久 光雄
14番 大西 佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第35号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- 議案第36号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
- 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 報告第19号 農地法第18条の規定による通知について
- 報告第20号 農用地利用集積計画の合意解約について
- 報告第21号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出について

局長 ただいまより令和7年10月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 本日、2番 久米委員、7番 上田敏雄委員、9番 綱木委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。

出席委員は、14名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は4番 阿部委員、5番 吉浦委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第35号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第35号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明いたします。

石井町長より、令和7年10月20日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積等促進計画の諮問を求められたものです。農地中間管理権の新規が22件、更新が0件で、計22件、38筆、48,600㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第35号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第36号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案第36号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について説明いたします。
このことについては、地域計画外の農地における農地中間管理権の設定にあたり、農業委員会が公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事に対して農用地利用集積等促進計画作成の要請を行うものです。
農地中間管理権の新規2件、5筆、7,575.7㎡です。
個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第36号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第36号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は5件です。
(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号130から134については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号130について、藍畑字第十の担当であります11番廣瀬委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

11番 議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号130、有償移転について説明いたします。

10月20日に案内委員と私の2名で申請地に出向き、譲受人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、藍畑字第十〇〇〇番〇、登記及び現況地目が畑、1,439㎡です。本申請が許可されれば譲受人の耕作面積は17,319㎡になります。

譲渡人は現在、農業に従事しておらず、譲受人に申請地を有償で譲渡することで話がまとまり本申請に至ったとのことです。

譲受人は水稻、ブロッコリーなどを栽培しており、申請地ではブロッコリーを作付け予定とのことです。

自宅から申請地までの距離は、約600mで耕作における問題はありません。

農業従事要件につきましては、農作業歴11年で年間250日農業に従事することから要件を満たしていると思われまます。

農機具保有状況は、トラクター〇台、コンバイン〇台、乗用半自動野菜移植機〇台、田植機〇台を所有していることから、全ての農地を効率的に耕作できると見込まれます。

よって、本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号130について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号130は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号131及び132については、農地の交換でありますので、あわせて審議します。

浦庄字下浦の担当であります5番 吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号131、132については、互いの農地の交換であるため、一括して説明いたします。

10月20日に岩本委員と阿部委員、私の3名と片岡主幹で、申請地に出向き、委任を受けた行政書士立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、受付番号131が浦庄字下浦〇〇〇番〇と〇〇〇番〇の一枚地で、ともに登記地目が田、現況地目が畑、合計879㎡、所有者は〇〇氏です。

受付番号132は浦庄字下浦△△△番△外2筆の隣接した農地で、登記地目、現況地目とも田、合計2,263㎡、所有者は△△氏です。

詳細は、事務局が説明したとおりで、互いの農地を無償で交換します。

△△氏の耕作面積は2,573㎡です。交換後は1,189㎡となり自家消費野菜を栽培する予定とのことです。

農機具はトラクター〇台を所有しております。

本人の農作業歴は20年で、年間150日農業に従事します。

住所地から申請地までの距離は、20mで移動時間は1分です。

〇〇氏の耕作面積は8,666㎡です。交換後は10,050㎡となり水稻を栽培する予定とのことです。

農機具はトラクター〇台、田植機〇台、コンバイン〇台、乾燥機〇台、軽トラック〇台を所有しております。

本人、妻ともに、農作業歴20年で、年間250日農業に従事します。

住所地から申請地までの距離は、150mで、移動時間は2分です。

なお、受付番号131の申請地の一部は筆界未定となっておりますが、筆界が定まらなかった部分が△△氏の宅地との間であり、古くからある石垣が境界として確認できることから、耕作には問題がないと考えられます。

よって、受付番号131及び132は許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号131及び132について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号131及び132は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号133については、浦庄及び藍畑地区の農地にかかる案件です。主たる農地の属する浦庄字諏訪の担当であります3番 岩本委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 議案第37号、農地法第3条許可申請、受付番号133については、浦庄字諏訪と藍畑字西覚円にまたがる案件でありますので、まとめて説明いたします。

申請地は、浦庄字諏訪〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、2,384㎡と藍畑字西覚円〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況地目が田、238㎡の2筆で譲渡人〇〇氏と譲受人〇〇氏の売買です。

現地確認は、浦庄地区が10月20日に阿部委員、吉浦委員と私で行いました。

藍畑地区は同日に桑内委員と廣瀬委員で行われております。

立会いには、委任を受けた行政書士と事務局からは片岡主幹が出席しております。

譲渡人は耕作面積の縮小を望んでおり、農業経営規模の拡大を希望する譲受人と話がまとまったため本申請に至ったとのことです。

諏訪の申請地は、ただちに作付け可能な状態で管理されておりました。

西覚円の申請地は、西に隣接する譲受人の農地と一体で耕作されている状態とのことです。

譲受人の耕作面積は、16,282㎡で、許可後は18,904㎡となります。

申請地では水稻を栽培する予定です。

農機具はトラクター〇台、田植機〇台、コンバイン〇台、乾燥機〇台、軽トラック〇台を所有しております。

農作業歴は、本人が45年、子が10年です。農業には本人が年150日、子が50日従事します。

自宅から申請地までの移動時間は、ともに5分程度で問題はありません。

以上のことから本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号133について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号133は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号134について、高川原字南島の担当であります12番上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号134について説明いたします。

10月15日に近久委員と大西委員、私の3名で申請地に出向き、譲受人である〇〇氏の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇番、登記及び現況地目が田、771㎡と南島〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、1,183㎡の2筆で、譲渡人〇〇氏から譲受人〇〇氏への贈与です。

譲渡人は相続で申請地を取得したものの、高齢で農業後継者がおらず耕作が困難となっていることから、親類である譲受人に農地を無償で譲り渡すとのことです。

譲受人の農作業歴は30年で、年間150日農作業に従事します。

住所地からの移動時間は10分ほどで問題はありません。

譲渡人は現在農地を所有しておりませんが、許可後の耕作面積は1,954㎡となり、自家消費野菜を栽培する予定です。

農機具はトラクター〇台を所有し、自宅敷地内の倉庫に保管しています。

よって本申請は許可相当でないかと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号134について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号134は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については3件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号135から137については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

なお、受付番号135については、高原字西高原の申請地へ麻名用水土地改良区の水路の上を経由する進入路に問題があることから、麻名用水土地改良区の意見書が交付されないことになりました。

町道にかかる問題でもあることから、現在、石井町建設課と協議中です。

よって、本総会においては審議保留とし、関係各位の協議が整ってから審議することにしてよろしいか。

(委員一同 異議なし)

議 長 それでは、受付番号135は、進入経路における関係各位の協議が整った後に審議することにいたします

議 長 続きまして、受付番号136について、高原字関の担当であります6番 山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6 番 議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見、受付番号135について説明いたします。

10月20日に藤井会長職務代理と私の2名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高原字関〇〇〇番と〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が畑、合計448㎡です。

転用目的は分家住宅で、親子間の使用貸借となります。

借人は現在、両親と同居しておりますが、兄弟が農業後継者として同居するため実家が手狭となることから申請地を宅地に転用し、分家住宅を建てるとのことです。

申請地の北側は町道、東側は宅地、南側と西側は貸人の農地です。

造成については、L型擁壁を北側町道以外の三方に新設して行います。

上水には地下水を使用します。

排水は、西側にある貸人農地の町道沿いに配水管を埋設し、町が管理する排水路に放流する計画です。

麻名用水土地改良区の意見書を確認しており、転用目的、申請内容、添付資料について問題は無いと思われます。

審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号136の申請地は、令和7年8月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま山口委員が説明されたとおりです。

転用目的は分家住宅です。

借人は両親の実家で暮らしてありますが、世帯分離して住居を構えます。

周囲は、南側と西側が貸人の農地、東側が宅地、北側が町道を挟んで宅地です。

造成については、新設コンクリート擁壁を設置し、その高さ以内、現況地盤から20cm造成します。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

給水は打ち込み井戸から行います。

生活排水は浄化槽を通して、貸人の農地の北端に埋設する配水管から町道側溝に流します。末流は飯尾川放水路です。

周辺農地等に被害を及ぼすおそれはなく、被害等が生じた場合は転用者の責任で対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により、転用にかかる資金を確認できます。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

徳島県とは開発行為について協議済みとのことで、許可申請書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号136について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号136は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号137について、藍畑字高畑東の担当であります10番桑内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見、受付番号137について説明いたします。

10月20日に廣瀬委員と私、片岡主幹で申請地に出向き、委任を受けた行政書士立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、藍畑字高畑〇〇〇番、登記及び現況地目が畑、1,453㎡です。

申請地の西側は町道で、北側は宅地、東側と南側は畑です。

造成等については、除草後に整地し防草シートを敷く計画です。

雨水は浸透式シートから地下浸透させます。隣接地に流れるおそれは無い見込みです。

シートの間から雑草が出て来るようになったときには、年3回以上草刈りを行う計画です。

周囲の境界から50cm以上内側にフェンスを設置します。

雑草の管理状況については、今後、経過状況を確認していく必要があるものの、許可やむを得ないと思います。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号137の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま桑内委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

譲渡人が農地を相続したものの今後は耕作地として管理難となることから、土地の有効利用のため転用を申請するものです。

発電設備としてパネル172枚とパワコン10台を設置します。発電出力は49.5kwとなります。

周囲は、西側が町道、北側が宅地、東側と南側が農地です。周辺農地所有者の方とは転用について了解を得られているとのこと。

造成は行わず不陸整正後、防草シートを敷きます。

シートからはみ出す雑草が生えたときは、これに対応するため年3回以上、適宜草刈りを行う予定です。

雨水は地下浸透ですが、大雨時は西側に設置されている既存排水口から町道側溝に流します。この末流は飯尾川です。

周囲に擁壁があり、土砂の流出等のおそれはないとのこと。

境界から50cmほど内側にフェンスを設置します。

看板は西が町道沿いに設置します。

周辺農地等に影響はないとのこと、万一影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処するとのこと。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

土地改良区及び水利組合の受益地でないことを確認する文書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、合同会社〇〇に売電することが契約書の写しで確認できます。合同会社〇〇は、資源エネルギー庁の登録小売電気事業者です。

四国電力送配電株式会社と発電設備等における系統連絡希望者の送電系統の容量が確保できている旨の文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号137について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号137は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第19号 農地法第18条の規定による通知については、1件受理しました。
報告第20号 農用地利用集積計画の合意解約については、2件受理しました。
報告第21号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出については、1件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
それでは只今をもちまして、令和7年10月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。